

おやこふらっとひろば 傷害保険仕様書

1 保険の契約方式

レクリエーション傷害保険またはこれに類する保険で下記の補償が可能なもの

2 場所

神戸市西区 西区役所 3階

3 対象者

ひろば事業(おやこふらっとひろば)への延べ参加者数(保護者、児童)

延べ16,000名

一日平均滞在時間 1 時間(概算)

利用人数(延べ)の実績をもとに保険期間終了後にまとめて清算を行う。

4 期間

2025年4月1日～2028年3月31日(年度更新)

5 補償額

死亡200万円(事故日から180日以内に死亡)

後遺障害200万円以下(事故日から180日以内に後遺障害、等級による)

入院3千円/日(限度180日)、通院2千円/日(限度日数90日)

【参考】

※事業例

地域の親子が、区役所内の子育てひろば(おやこふらっとひろば)でプログラム(手遊び、運動遊びなど)を楽しんだり、情報交換したり、交流を行う。

「おやこふらっとひろば」室内以外にも、外でもプログラムもあり。

※よくあるケガ

子ども同士のぶつかりによるケガ、切り傷、擦り傷、打撲、脱臼、咽頭異物、食物アレルギー等